

# 関東地方整備局発注工事における 入札ボンド発行会社へのアンケート結果

平成20年3月3日

# 平成19年度における入札ボンドの試行について(1/5)

## 1. 対象工事

WTO対象工事(7.2億以上)。

(平成20年1月28日現在)

## 2. 試行件数

H19.4.1以降45件試行。延べ申請業者数:463社

うち、未納付・書類不備による無効:25社

## 3. 入札ボンドの種類

(1) 保険会社の入札保証保険(予決令第77条第1項)	205社
(2) 金融機関の入札保証(契約事務取扱規則第5条第1項第7号)	30社
(3) 金融機関・保証事業会社の契約保証予約(予決令第77条第2号の運用)	196社
(4) 現金(会計法第29条の4)	7社
(5) 国債その他有価証券(会計法第29条の4第2項ほか)	0社

## 4. 金融機関・保証会社等への調査(調査対象期間:平成19年4月1日~平成20年1月28日)

入札ボンド制度の効果を検証するため、ボンド発行会社へ下記の項目の調査を行った。

- (1) 入札ボンド発行の判断根拠
- (2) 建設業者の履行能力の審査・判断根拠
- (3) 過大な入札参加を行っていないかの審査
- (4) 建設業者のダンピング受注の可能性の審査
- (5) その他、独自に審査を行っている事項
- (6) 個別業者に関して、(1)~(5)までの内容
- (7) 入札ボンド制度に関する意見、等

## 5. 管内都県政令市の入札ボンド実施状況

- ・埼玉県において、平成18年度より、5億円以上の工事を対象に試行を実施中(今回のアンケート対象外)
- ・他の自治体は検討中

# 平成19年度における入札ボンドの試行について(2/5)

## ○入札ボンドの不備による入札無効案件

(平成20年1月28日現在)

事例	具体的な内容
未納付 (18社)	競争参加資格確認申請書の提出期限までに入札ボンドの提出(郵送のみ)を義務づけているが、その提出がなされなかった。申請者の認識がなかったためと思われる。業者への周知は入札公告・入札説明書等で行っている
保証期間の 不足(開札日) (2社)	入札ボンドの保証期間は、競争参加資格確認申請書の提出日から開札後契約担当官等が指定する日(60日後)としているが、申請されたボンドの保証期間が「申請書の提出日から」ではなく、「開札日から」指定する日までの期間であったため、無効とした。
保証期間の 不足(6ヶ月) (1社)	銀行等金融機関の保証については、「保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする」としている(現場説明書にて周知)が、その期間が不足していたため、無効とした。
不足 (4社)	保証事業会社の保証(契約保証の予約)を付してきたが、保証額(契約予定金額)が、実際入札してきた金額と比して不足していたため、無効とした。

# 平成19年度における入札ボンドの試行について(3/5)

## ○保証事業会社への調査結果(調査対象会社:3社)

質問内容	主な回答
(1)入札ボンド発行の判断根拠	・企業の経営状況(財務内容、受注状況及び同種・同規模工事の施工実績等)を審査し、当該企業が落札した場合に、契約保証の引き受けが可能か否かを判断
(2)建設業者の履行能力の審査・判断根拠	・企業の経営状況(財務内容、受注状況及び同種・同規模工事の施工実績要)及び保証実績等を審査し判断
(3)過大な入札参加を行っていないかの審査	・自己資本などの財務情報、過去の実績等から与信枠を設定し、その範囲内で対応
(4)建設業者のダンピング受注の可能性の審査	・低入札の受注によって利益率の低下がみられれば、当社の評価が下がり与信枠が縮小され、入札参加機会が制約されることとなる
(5)その他、独自に審査を行っている事項	・保証会社の場合、契約保証及び前払保証の引受けが前提になることから、これらの引受けが可能かどうか、総合的に審査
(6)入札ボンド制度に関する意見、等	・地方公共団体等への広い普及がダンピング抑止効果となる ・制度が広く普及することによって、適切な与信枠の設定が可能となる

# 平成19年度における入札ボンドの試行について(4/5)

## ○損害保険会社への調査結果(調査対象会社:7社)

質問内容	主な回答
(1)入札ボンド発行の判断根拠	・主に財務面の審査を行い、各企業毎に与信枠を設定
(2)建設業者の履行能力の審査・判断根拠	・技術面の審査については、同種工事の実績程度は意識するが、ほとんど行っていない ・工事経歴書の提出を求めている
(3)過大な入札参加を行っていないかの審査	・あくまでも、与信枠の範囲内であるかどうかの判断となる ・過大な入札参加があった場合、与信枠を超過し、結果的に引受けできないこととなる
(4)建設業者のダンピング受注の可能性の審査	・基準価格の事前公表がないため、ダンピングの判断は困難 ・技術面のノウハウがないため、ダンピング受注の判断は不可能
(5)その他、独自に審査を行っている事項	・基本的には財務内容に関する審査を行い、与信枠を設定し、それを基に判断している
(6)入札ボンド制度に関する意見、等	・建設業者ごとの一般競争への参加状況について発注者からの公表が必要 ・電子入札システムを活用したボンドの制度を検討する必要 ・今後ボンド対象案件が増大することにより、同企業が複数案件に同時に参加する場合、与信枠の管理が極めて困難となり、円滑な与信が行えなくなる可能性がある

# 平成19年度における入札ボンドの試行について(5/5)

## ○銀行への調査結果(調査対象会社:6社)

質問内容	主な回答
(1)入札ボンド発行の判断根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・業況、財務状況、工事实績、受注実績等を総合的に判断</li><li>・落札後の契約不履行の有無</li></ul>
(2)建設業者の履行能力の審査・判断根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・業況、財務状況、工事实績、受注実績等を踏まえ、企業毎に定めた社内格付により、総合的に判断</li><li>・技術的な判断根拠はない</li></ul>
(3)過大な入札参加を行っていないかの審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・各社毎に与信枠を設定し、その範囲で企業規模に比し入札可能か否か判断</li><li>・年間完工高や従業員数からも判断している</li></ul>
(4)建設業者のダンピング受注の可能性の審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業の受注実績、全体の利益率を勘案して総合的に判断</li><li>・工事の採算性に関する詳細なデータを保有していないため判断は困難</li></ul>
(5)その他、独自に審査を行っている事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・収益性、流動性、安全性等の財務上の分析に止まらず、営業年数、経営者の資質、資産状況等を総合的に判断</li></ul>
(6)入札ボンド制度に関する意見、等	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体主催の勉強会等を開催し、業者のみならず制度の徹底を図ってほしい</li><li>・保証期間の指定など、発注者によって不統一である</li><li>・市町村等自治体にも、国交省並みの入札・落札結果の開示を求める</li></ul>